

保護者 様

多子世帯における都立学校授業料等支援事業について ～授業料等減額手続きのお知らせ（令和5年度分）～

日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

(※) **所得制限により就学支援金の対象とならない世帯**で、保護者の扶養する**23歳未満の子が3人以上いる世帯**に対して、**授業料等を1/2に減額**する制度についてご案内いたします。

つきましては同封のチラシをよくお読みになり、申請される場合は、**申請書類を経営企画室窓口へご提出**ください。申請書類は、**学校HPよりダウンロード**いただくか、**経営企画室窓口へお申し出**ください。

ご不明の点がございましたら、お気軽にお問合せください。

◎ 所得制限により就学支援金不申請の世帯

申請書類提出日 令和5年4月28日（金）

*できるだけ**就学支援金申請書類(水色の封筒)**に同封し、**4月7日(金)**に提出してください

◎ 就学支援金を申請したが所得制限により不認定となる場合

申請×切日 不認定の決定から30日以内

(※) 就学支援金を「**申請したが所得制限により不認定**」、もしくは「**所得制限による不申請**」の世帯になります。

【問合せ先】

東京都立大泉高等学校

経営企画室 有働

TEL : 03-3924-0318